

パブリックコメントの回答について

「公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて」のパブリックコメント募集手続きについては、平成29年9月20日から10月20日まで募集し、3名から3件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>見直し（案）（1）について、多治見まちづくり株式会社が中心市街地活性化に力を入れています「ながせ商店街」と「ヤマカまなびパーク」は近隣にあり、減免対象に「ヤマカまなびパーク」も加えることで、相乗効果により一層の活性化が図られると考えます。</p>	<p>多治見まちづくり株式会社については、今回新規で減免対象団体としています。「ヤマカまなびパーク」は生涯学習の拠点施設であり、営利目的での使用ができないこともあり、その他の公共性のある産業関係団体と同様に減免対象施設にはしていません。</p> <p>今回いただきましたご意見については、次回の減免見直しの際に検討いたします。</p>
<p>①見直し（案）（1）について、従来の5割減免の団体を考えますと、株式会社であり若干違和感がありますが、市政への寄与・関与の度合いが「5割減免にふさわしい」という政策的な判断によるものと理解し、問題ないものと考えます。</p> <p>②見直し（案）（2）について、市政への寄与・関与の度合いが「5割減免にふさわしい」という政策的な判断によるものと理解し、問題ないものと考えます。</p> <p>③見直し（案）（3）について、全額減免は問題ないものと考えます。</p> <p>④見直し（案）（4）および（5）について、特に問題ないと考えます。</p> <p>⑤見直し（案）（6）について、活性化が課題となっている自治会への支援という意味合いを考えれば、都市公園の減免は必要不可欠であり、問題ないものと考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございました。見直し（案）については、賛成のご意見と承りました。</p>

見直し（案）（１）から（６）について、理由は妥当であり、賛成です。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。見直し（案）については、賛成のご意見と承りました。